とうもろこし	チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR162系統並びにコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシEvent5307系統を掛け合わせた品種	シンジェンタジャパン株式会社
とうもろこし	チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統並びにコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシEvent5307系統を掛け合わせた品種	シンジェンタジャパン株式会社
とうもろこし	チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシEvent5307系統並びにコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシEvent5307系統を掛け合わせた品種	シンジェンタジャパン株式会社
とうもろこし	チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシEvent5307系統並びに除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統を掛け合わせた品種	シンジェンタジャパン株式会社
とうもろこし	チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR162系統、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統並びにチョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ1507系統を掛け合わせた品種	シンジェンタジャパン株式会社
とうもろこし	チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR162系統、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統及びチョウ目害虫抵抗性トウモロコシEvent5307系統を掛け合わせた品種	シンジェンタジャパン株式会社
とうもろこし	チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR162系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシEvent5307系統を掛け合わせた品種	シンジェンタジャパン株式会社
とうもろこし	チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR162系統並びにコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシEvent5307系統を掛け合わせた品種	シンジェンタジャパン株式会社
とうもろこし	チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統並びにコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシEvent5307系統を掛け合わせた品種	シンジェンタジャパン株式会社
とうもろこし	チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシEvent5307系統並びにコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシGA21系統を掛け合わせた品種	シンジェンタジャパン株式会社
とうもろこし	チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統並びにコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシEvent5307系統を掛け合わせた品種	シンジェンタジャパン株式会社
とうもろこし	チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR162系統及びチョウ目害虫抵抗性トウモロコシEvent5307系統を掛け合わせた品種	シンジェンタジャパン株式会社
とうもろこし	チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統並びにコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシEvent5307系統を掛け合わせた品種	シンジェンタジャパン株式会社
とうもろこし	チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR162系統及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシEvent5307系統を掛け合わせた品種	シンジェンタジャパン株式会社
とうもろこし	チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統並びにコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシEvent5307系統を掛け合わせた品種	シンジェンタジャパン株式会社
とうもろこし	コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシMIR162系統及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシEvent5307系統を掛け合わせた品種	シンジェンタジャパン株式会社
とうもろこし	チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシEvent5307系統を掛け合わせた品種	シンジェンタジャパン株式会社
とうもろこし	コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシEvent5307系統及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシGA21系統を掛け合わせた品種	シンジェンタジャパン株式会社

○農林水産省告示第千四百号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第三条第一項の規定に基づき、同項第一号に掲げる命令をするので、同条第五項の規定に基づき、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成二十五年四月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　区域及び期間

(一)　区域

岩手県

盛岡市、一関市、陸前高田市並びに紫波郡紫波町及び矢巾町

宮城県

気仙沼市

秋田県

大館市、鹿角市、鹿角郡小坂町及び山本郡八峰町

新潟県

佐渡市

の区域内にある松林の区域のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は省略し、その関係書類を林野庁森林整備部研究指導課、関係県庁、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(二)　期間

平成二十五年四月二十四日から平成二十六年三月二十五日まで

二　森林病害虫等の種類

松くい虫

三　行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び薬剤の散布若しくは当該樹木の伐倒及び薬剤によるくん蒸又は当該樹木の伐倒及び剝皮並びに松くい虫及びその付着している枝条及び樹皮の焼却をしなければならない。

四　命令をしようとする理由

一の(一)に定める区域及びその周辺の松林において前年度に松くい虫による被害が発生しており、本年度の気象条件及び松くい虫による被害の発生状況からみて、松くい虫が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあると認められるため。

五　その他必要な事項

(一)　三に定める措置を行うに当たっては、森林病害虫防除員の指示に従わなければならない。

(二)　三に定める措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、当該措置を行った樹木の所在する地域を管轄する県知事を経由して、農林水産大臣にその旨を届け出なければならない。ただし、(三)により損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。

(三)　三に定める措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、当該措置を行った樹木の所在する地域を管轄する県知事を経由して農林水産大臣に提出しなければならない。農林水産大臣は、損失補償の申請があったときは、当該申請をした者が当該措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。